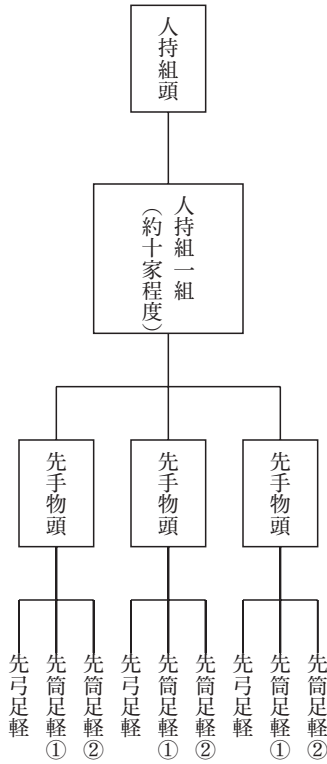


(8) 日置謙編『加能郷土辞彙』一九四二

(9) 人持は、八家に次ぐ家格とされる。もともと武功のある人物を高禄で抱え、最初から多数の従属を有することからこの名称となったようで、小禄から昇進してなれる格ではないことがわかる。寛永から天和までは六組編成であったが、貞享三年以降七組となり、幕末では約七〇家存在していた。

(10) 【別図①】図で表すとこのようになる



しかし、この名称は戦時体制、つまり番方における名称ということに注意しなければならない。彼らは、平時においては多岐にわたる役職を命じられて働いており、いわゆる役方が存在するが、役方にはまた役方の支配系統が存在している。

(11) 金沢市立玉川図書館所蔵加越能文庫「奥村栄実言上書」

(12) 金沢市立玉川図書館所蔵加越能文庫「奥村栄実意見書」

卷三「年寄共等へ相達候意見書取写」

(13) 金沢市立玉川図書館所蔵加越能文庫「一組軍役内考覚書」

員の際に効力を發揮するものである。しかし【史料⑭(奥村)】や【史料⑯(村井)】をみると、組支配が単に番号組織としてだけでなく、組編入前の子弟に対する教育面にまで深化していることがわかる。

幕末に至ると、加賀藩でも西洋式の軍制改革が叫ばれるようになっていき、文久三年(一八六三)にはこれが引き金となって藩主斉泰と年寄衆が対立し、半数の年寄が月番・加判役を辞職するという一大事となる。その後、慶応二年(一八六六)に藩主が慶寧に交替すると軍制改革の波は一段と高まり、翌三年秋に銃隊を中心とした部隊編成が整うことになるが、ここで新部隊編成とこの組支配とがぶつかり合うのである。家老横山蔵人は、「人心」という言葉を何度か繰り返しながら急速な軍制改革に反対し、栄実の孫である年寄奥村伊予守栄通も「人心」を唱え、自分が出張する際は新部隊を率いず、従来の組を率いると宣言しているのである。

このような幕末期における組支配の継続論は、一つの仮定を導いてくれる。それは組支配というものが、人持組頭を頂点とした個人単位での組統制という従来の枠組みを越えて、家単位での一種の主従関係を形成していたのではないか、というものである。貞享期以降、組の構成には大きな変化はなく、今回の史料のような訓戒は、出される度に組内を強固な連帯感で結びつけるはずである。横山蔵人「一組軍役内考覚書¹³⁾」では、平士以上の者が意見を出し合って戦時における組の部隊配置を決定しているが、そこでは人持組頭が以下を統制しているというよりは、組内の強固な連帯感が読みとれる。つまり、番方統制のための組支配に、時代を経て「人心」と称すような精神的結合が加味され、そしてそれは個人にとどまらず、家というレベルで意識されるものだったと考えられるのである。幕末において組支配を揺るがす軍制改革がおこなわれようとする一方で、組支配を継続させる組内部の主従関係の存在を挙げてもよいのではないだろうか。そしてそれをうかがわせるものとして、本史料が挙げられるのである。

今回紹介した「奥村村井組中エ教戒書」は、その内容自体は道徳的要素が強く、具体性に乏しいことは否めない。しかし、実際の政治的局面を通すことによって、歴史的な意義を有するものへと変貌するのである。

(1)幕府の天保改革については、藤田覚氏をはじめ多くの研究がなされているが、上知令に関してはいまだ明確な意義が認められているとは言い難く、今後の研究の課題とされている。

(2)原口泉「薩摩藩軍事力の基本的性格」『幕末の変動と諸藩』吉川弘文館 二〇〇一

(3)田中彰「長州藩における慶応軍制改革」『幕末の変動と諸藩』吉川弘文館 二〇〇一

(4)金沢大学資料館所蔵 「奥村村井組中エ教戒書」

(5)若林喜三郎『加賀藩農政史の研究』下巻 吉川弘文館 一九七二

(6)小林康敏「加賀藩天保期藩政の動向について」『北陸史学』第九号 一九六〇

(7)【別表①】

【表①】奥村・村井組中エ教戒書

記載順	奥村丹後守	村井又兵衛
1	若き人々の文武に対する心懸	詩文に接する際の注意
2	朋友	朋友
3	過(あやまち)	城下往来の節
4	潤達	茶道に接する際の注意
5	交遊	『大学』による申論
6	詩文等芸能に接する際の注意	過(あやまち)
7	屋敷及び庭	若き人々の文武に対する心懸
8	殺生	子弟教育
9	参会	御国恩
10	月並出仕	月並出仕
11	衣服着用	武具馬具・馬の保有
12	城下往来の節	衣服着用
13	武具馬具・馬の保有	殺生
14	子弟教育	総論
15	総論	

最も適当なものを採用すべき

である。つまり、綱紀が定めた法制を評価しつつもそれに傾重せずに、現在に最も適したものを採用し、国家の安泰を計るべきだというのが栄実の考えであり、これは「奥村栄実言上書」の内容とも符号しているのである。以上を鑑みて考察してみると、「御趣意」は綱紀の御代にまとめられた法制のことを指しているとはいえないだろうか。

それを踏まえると、今回の噂は非常に有り難いことで、このところを深く考え御趣意に戻らないようにすることが肝要である、という奥村が教戒書で述べた部分は、今回斎泰公が出された訓戒は非常に有り難いものであるからこれを十分に心得て、該当する個所に関してには綱紀公の「御趣意」に立ち返らないように、と解釈することができるのである。

五

以上を踏まえた上で総体的解釈を試みていくが、まずは何故このような教戒書が天保六年において出されたのかという点である。これは当時の加賀藩をとりまく状況が影響しているとおもわれるが、その一つとして凶作が挙げられる。

天保期、加賀藩は度々凶作にあえいでおり、特に天保三、四年と続いた時期では非人小屋が満員のため、建て直す等の対応に追われている。その一方で、疫病が流行し多くの死人が出ており、領民救済が藩の大きな課題となっていた。こうした打ち続く不作のなかで、奥村栄実の主導する天保の改革が、七年以降本格的におこなわれたのであり、そしてその前年に今回の教戒書が出されているのである。

もう一つは、当時の藩政における執政問題が挙げられよう。奥村は「奥村栄実言上書」において、八家を頂点とする階層制を肯定している。

人持組以下から執政者を選出するようになれば、その担当者が定まりにくくなり、頭分の内から勤功によって選ばれるような事態になれば、大槻伝蔵のような奸計を行う者が生じてしまう、と奥村は説いている。当該期、奥村栄実が中士層で危険視していた人物として寺島蔵人、上田作之丞がよく挙げられるが、まさに彼らのような人物を台頭させないために、階層制に基づいて構成されている組に対して教戒書を出し、その支配強化を狙ったとみることができるのである。数多くの上申を藩主斎泰に對しておこなっている奥村については右記のとおりであるが、頭分の台頭に関しては、村井の【史料⑦(村井)】においてもうかがえる。

つまり、現状の問題を打開する改革の前に、このような抽象的で道徳心を喚起させる教戒書が出されたわけであり、それは来たるべき改革を貫徹するためであると導き出せよう。「朋友」や「過」といったものを強く意識させて改革の基本となる心構えを持たせること、そして頭分の台頭を抑えて年寄執政をおこなうために組支配の強化を図ったことは、共に具体的な改革を実行し成果を上げるためであると考えられるのである。

次に、この教戒書の影響力についてであるが、先に述べたように今回の訓戒の目的が天保改革の貫徹にあるとすれば、改革の評価が教戒書の影響力を示す指標になるとおもわれるが、先学諸氏の先行研究によるならば、「一、」でまとめた内容からも一定度の評価を与えることができるとおもわれる。加えて、年寄執政という面をみてみたい。栄実没後には黒羽織党が政務を担当するが、その中心となる年寄長連弘の周囲には多くの中下士層の存在があったし、幕末期に本多政均が政務の中心となった際は、人持層及び中下士層の意見も重要視されて藩政がおこなわれていた。従って、年寄執政の貫徹は困難であったといえるのではないだろうか。

最後に、組支配について考えてみたい。この組支配は貞享期に完成したとおもわれるが、これは先述のとおり番方編成であり、元来は軍事動

申様ニ被相心得候段肝要之事ニ候万_一此処を等閑ニ被心得候而者 御恩をも不被存与申もの各ニハ可有義とも不存候元より万事油断も有之間敷候得共此上若不慎等之族有之候而者於拙者共も申訳無之候間各精誠被相心得候様ニ与存候就而者聊心付之趣とも左ニ申述候

とあり、心得方について内々の噂があったことは前に言ったとおりであるが、処罰されても仕方がないような状態であったところの今回の噂であるから、これは非常に有り難いことである、と奥村は述べているのである。そして、このところを深く考え御趣意に戻らないようにすることが肝要で、万一等閑に心得ていたら御恩を顧みないことになってしまうため、油断せず不慎みの輩が出ないように十分に心得るように、と論じている。

よって、この両冒頭にみられるように人持組頭である奥村、村井共に謙讓語を使用していること、及び今回の教戒書の内容から、この訓戒を発した人物は、十三代藩主斉泰で間違いないとおもわれるのである。そして【別図①】と照らし合わせて考えると、

齊泰(藩主)↓奥村・村井(組頭)↓組中人持組

のような伝達経路が、今回の教戒書からうかがえるのである。

②「御趣意」及び「噂」の解釈

村井の冒頭【史料⑮(村井)】では「御趣意」のみ使用されているが、奥村の冒頭【史料⑯(奥村)】には「御趣意」「噂」が使用されている。ほぼ同様の内容を話しているにも関わらず、何故このような使い方をしているのだろうか。これに関して一定の解釈をしないと、両者の冒頭における意見がみえてこないとおもわれる。

まず村井では、各々は精誠を尽くし御趣意に背かないように、とあり、今回藩主斉泰から出された内容を「御趣意」と述べていることは明白であろう。一方の奥村であるが、【史料⑯(奥村)】では、今回の噂は非常

に有り難いことで、このところを深く考え御趣意に戻らないようにすることが肝要である、と述べていることから、藩主斉泰から出された内容を「噂」と述べていると判断できる。それでは、奥村は何を指して「御趣意」と称しているのだろうか。

これを知る手がかりとして、「奥村栄実言上書¹⁰⁾」が挙げられる。これはほとんどが藩主斉泰の下問に応じて栄実が上申したものであるが、このなかに注目すべき上申がある。多数ある言上書のなかで、松雲公つまり五代藩主綱紀の治績について述べた箇所があるが、ここで栄実は綱紀の治績を高く評価して、歴代藩主がこれを重んじるのは尤もなことであるとしながらも、現在に至るまで綱紀が出した触れや取り決めに従うのは感心しないと述べているのである。

これに加えて「奥村栄実意見書¹¹⁾」において、栄実が政務のためにも他の年寄衆と心得が異なっているのは困るとして、栄実自身の心定大要を述べている箇所がある。

一、御表向之御政事ハ大凡

松雲公様御定置之御法制を以

御代々御遵行被為 在年を経ても大ニ相違仕儀無之候処(中略)只今

なれハ今迄之成来り宜敷筋ハ却而其通ニ可仕又不可然筋等ハ右追々

替り来り候内之可宜所を目当ニ可仕より外有間敷候歟

表向の政事に関しては、綱紀公が定められた法制で代々遵行されており、年を経ても大きな変更はなかった、と栄実は前半部分で述べており、綱紀の代に出された法制を評価し、そして(中略)で、時宜によって多少の変化があるが、それは個人の思惑であり宜しくない、と現状の問題点を指摘している。その上で、後半部分において持論を展開しているが、それは次の二点にまとめられる。

・ 今現在、綱紀公が定められたもので問題がなければその通りに

・ 綱紀公の法制と現状がそぐわない場合は、徐々に変化してきたなかで

説」などもあることから、文才に長けた人物であったとおもわれる。

・八家の制

奥村、村井は共に八家といわれる、年寄職に該当する門閥の家柄である。元禄十年（一六九七）五代藩主前田綱紀の覚書によって八家の制が成立したがこの八家には序列があり、

- 一、本多氏 二、長氏 三、横山氏 四、前田氏（直之系）
- 五、前田氏（長種系） 六、奥村氏（嫡流） 七、奥村氏（支流）
- 八、村井氏

となっている。この八家の制は廃藩まで存続していくことになるが、三代藩主利常の代までは、八家の確定がなかったため、人持組から選抜して老臣としていたので、八家も元々は人持組であったことがわかる。

・年寄衆

八家が任せられる加賀藩士最高の執政職がこの年寄である。この年寄衆もいつから成立したのか定かではないが、何段階か経て貞享三年（一六八六）に大年寄の名称で七名が任命されて一つの枠組みができ、元禄三年（一六九〇）に至って年寄衆が成立したといわれている。

・人持組頭

年寄衆と同様、貞享三年に七名が七手組の頭となり、元禄二年（一六八九）に成立したとされている。加賀藩は軍事的に大きく九部隊に編成されているが、藩主直属の一部隊、藩主留守時の城を防衛する一部隊、そしてそれらを除いた七部隊であり、藩主直属部隊を除いた八部隊の頭を、その役割、重要性から八家が任せられている。これが人持組頭であるが、人持組頭は人持組（約十家程度）を一組として組み込み、さらに平士層から先手物頭三名、そしてこの先手物頭が率いる先弓足軽一組、先筒足軽二組を編成して一つの組として支配しているのである（別図①）（一）。つまり、今回の「奥村村井組中エ教戒書」は、奥村丹波守、村井又兵衛が人持組頭として、それぞれ支配する組に対して出した教戒書

であることがわかる。

以上を踏まえた上で、次において総合的な考察をすすめていきたい。

四

① 伝達経路

まずは、今回の史料の伝達経路について考えてみたい。それを知るには、今史料の奥村、村井両組への教戒書の冒頭部分を読む必要がある。まず村井の冒頭は、

【史料⑮（村井）】冒頭

諸士風俗等之義ニ付其以来段々被 仰付候義每度有之各承知之通ニ候然処今度又々被聞召候義被為在候ニ付拙者共迄段々被 仰出候趣も有之申談候通ニ候此上ニも又々不慎等之族有之候而者何共拙者共において申訳も難相立候間各精誠を尽シ 御趣意ニ相背不被申様心得可被申義緊要ニ候

とあり、諸士風俗の件は、段々と仰せになられ毎回承知しているが、今回またもや仰せになられ、拙者達にも仰せになられた内容は後に話すとおりである。今後不慎みの族が出てしまつては申し訳も立たないので、各々は精誠を尽くし御趣意に背かないように、と今回の訓戒を心得る。ことの重要性を比較的わかりやすく述べているのである。一方奥村の冒頭であるが、

【史料⑯（奥村）】冒頭

今度各心得方之義ニ付被 聞召候義も有之御様子にて御内々 御樽之趣有之先達而申達通ニ候右ニ付而者速ニ御答等も被 仰付候而も無是非義ニ候処 御内々 御樽有之段於拙者共も誠ニ難有御事ニ候各此処を被相考候者深く難有可被存儀然者何分ニも 御趣意ニ戻り不

がいけない場合は、組中で十分に議論した上で自分まで上申すれば、それを執政の面々まで伝達するというのである。このような取次を示す文章は奥村の教戒書にはみられない。また、この内容が以前にも出されているという点においては、両者とも総論の中で述べているが、度々出される原因が異なっている。奥村は頭支配の伝達が悪いとしている点に対して、村井は阿諛面従の面々を野放しにしていたことを挙げており、奥村はその頭支配に対して批判に近い形で申し論しているのに比べ、村井は「於拙者大慶不遇之義誠以辱義ニ存候」と述べるほど、融和的に接する姿勢をみせているのである。村井はその阿諛面従の面々に対する接し方に気を付けること、ひいては彼らを改めさせることが必要で、それには朋友の信義が不可欠の要素であると説いているとおもわれる。

以上、「奥村村井組中エ教戒書」を構成する「奥村丹後守殿組中エ被示論候覚書」「同年村井又兵衛殿組中江被申論候覚書」について、それぞれ考察してきた。本文中をみれば一目瞭然であるが、この二つは内容がほとんど重複している（別表①¹）¹。それは、この教戒書の出所、伝達経路によるところが大きいとおもわれる。またその内容についても、全体的視点でいえば、具体的な例を挙げて論じてはいるものの、非常に抽象的な表現を使用した道徳心を喚起させるような内容であるといえる。そしてその道徳心を根本にすえて、組中支配を貫徹させようとしているのである。

三

前章で実証的に考察してきた「奥村村井組中エ教戒書」について、総合的な解釈を試みていくが、まずは解釈をする上で必要だと思われる基本的な事柄について、簡単ではあるが『加能郷土辞彙²』を中心にまと

めてみたい。

・奥村家

奥村家の家祖は奥村家福で、一旦前田家から離れるが、前田利家が朝倉義景討伐を命じられた際に再度前田家へ仕えており、利家が金沢に転じた際には、末森城の守将を命ぜられて佐々成政を撃退している。その後、文禄四年（一五九五）に従五位下伊予守に任ぜられて、禄高一万九〇〇石を受けている。

そして、今回教戒書を出している奥村丹波守栄実であるが、この奥村家十一代目で、文化元年（一八〇四）十三歳で一万七〇〇〇石で家督を相続している。文政元年（一八一八）に月番、加判以下一切の職を解かれて謁見を禁じられたが、その後謁見を許され、天保三年（一八三三）従五位下伊予守、そして同七年（一八三六）丹後守となる。月番、加判への復職に関しては固持し続けるが、文政、天保と藩政の影の指導者として政務に関与しており、特に天保期後半においては絶大な実力者として改革を強力に推進し、天保十四年（一八四三）に死去している。その栄実の改革については、若林氏以下、早い段階から多くの研究がなされていることは先に述べたとおりである。

・村井家

村井氏の家祖は村井長頼である。弘治二年（一五五六）に利家に仕え、その後は常に利家の傍らで仕え続けている。天正十九年（一五九一）に従五位下豊後守に叙任され、文禄元年（一五九二）隠居するが、その時点での禄高は一万二〇〇〇石である。

本史料は、九代目長道であるが、彼は文政十一年（一八二八）に一万六〇〇〇石余を相続している。そして、天保七年（一八三七）に没するまで年寄衆として政務に携わっているが、彼は能楽に対する造詣が深かったようで、演技者の扮装に必要な仮面及び装束の研究に没頭し「能面法則」をはじめとする多数の著書を残している。その他の著書として「螢雪小

有之候者合組中無隔心相談有之其上ニも一決被致兼候品も候者不
 有ニ候得共拙者まで被申聞候得者又いか様共相心得執政之面々江遂
 示談方可有之候各ニ而も何分是迄之流弊を被相改相互ニ被申合候而
 御趣意之相立候事緊要可被相心得候段是迄者親友ニ無之共朋友之信
 之義候得者不筋等之義被承候者互ニ心付を可被申候義聊被相泥候筋
 にて者無之候是迄も阿諛面従之風俗漸々盛ニ相成候様ニ相寛候陰に
 致嘆息候是者誠ニ風義ヲ害候第一ニ候得共誰有て各へ申入候人も無
 之又其人を指て申入候義も無之故打捨居候而只今ニ至り候事ニ候各
 に右等之風習有之与申義ニ者無之候得共右阿諛面従之人々被全候而者
 何とやら其機に乘し候所へも可至勢ニのものニ候加様之人々者各之
 見識切ニ而交を被遠候得者於各も不凶之交にも時々其心得有之終身
 之一端共相成可申哉是等誰々も能致承知義ニ而各へおこかましく申
 入候義汗顔之至ニ候得共拙きを藏し候も是又俗習ニ候得者聊心藏し
 申事無之未熟之義共多可有之候間各ニおいて笑捨も可有之与存候右
 等あらまし存付候事共先筆を走らせ申候得共尚又申洩候義可有之間
 不審之趣も有之候者尋預り申度候兎角ニ書取候義ハ堅々敷相聞候得
 寛話候などニハ解可しかたきものニ候得共詮する所者 御趣意通り
 行届候得共別ニ何も申述候義者無之候事故先指当り心付候趣草略な
 から各へ入笑覧候此上何分ニも 御趣意通りニ相成候様ニ互ニ被心
 懸候而被相励研究有之候者於拙者大慶不過之義誠以辱義ニ存候事

乙未

五月

村井の教戒書のまとめであるが、奥村の箇所と同様に、総体的な評価
 は後述することにして、ここでは奥村の時と同様に要約を中心とした解
 釈をおこないたい。

現状のままでは御趣意も行き届くことはないので、今回の件は何とし
 ても御上の御趣意を立てねばならないことを各々においても深く心懸け、

品により合点がいかないこともあれば、組中において隔心なく相談し、
 その上で合点の有無に関係なく拙者まで申し述べてくれれば、その旨を
 心得て執政の面々へ示談を遂げるつもりである。各々にも流弊を改め、
 互いに話し合つて御趣意を立てることが重要であると心得るべきである。
 これまでは、朋友の信義があれば、不筋について互いに指摘して、泥む
 ようなことはなかった。しかし最近、世辞を使い面前だけ従うという
 ような阿諛面従の風俗がだんだん盛んになっている様に覚え、陰で歎息
 していた。これは本当に風義を害する第一のものであるが、誰が元凶だ
 と指摘する人もおらず、そのままにしたまま今に至ってしまった。この
 阿諛面従の面々は、その機に乘じて浸透させてしまうほど勢いがある者
 達であるから、このような者達とは各々の見識によって交際も遠ざける
 ようにすれば、修身(本文では「終身」とある)の一端ともなるのではな
 いかとおもわれる。これらは誰もが十分に知っていることであり、おこ
 がましく、伝えることは汗顔の至りではあるが、俗習となり未熟になっ
 ているものも多いようなので述べてきたわけであり、各々において笑捨
 する内容もあるはずである。また、種々筆を走らせ述べてきたが、洩れ
 ていることもあるであろうから、不審の趣があれば尋ね預かりたい。兎
 角書き認めたことは堅苦しい表現であるため、会話には出しにくいもの
 ではあるけれども、要は御趣意が行き届いてさえいければ何も言うことは
 ないのであるから、まずは草略ではあるが、各々へ笑覧したのである。
 何分、御趣意の通りになるように互いに心懸けて励み合い研究してくれ
 れば、拙者としては非常に大慶であり恥ずかしい。

乙未

5月

以上が総論の要約となるが、奥村の【史料⑮(奥村)】と異なる点とし
 ては、全体的に融和的態度で論じている点である。そして「拙者まで被
 申聞候得者又いか様共相心得執政之面々江遂示談方可有之候」と、合点

在では、節約又は簡略などと唱えて馬を所持しないことを恥とおもわな
い面々もいるが、これらは以ての外であり、各々が重要な任務を帯びる
面々であることから、せめて馬は持ちきらしのないようにすべきであ
る、ここは武具馬具及び馬の保有について述べた箇所であり、【史料
⑬(奥村)】で述べている内容と合致しているが、奥村のものと比較する
とより詳細なものになっている。火事の際の出勤に関しては、平時の軍
役ともいべきものであり、士身分としての重要な職務であるといえ、
それに対する覚悟として馬の所持の必要性が挙げられている。また、老
人などが扱いつらい馬を所持すると却って不覚悟といえ、頑丈でさえあ
ればよいから所持するように、と述べているのである。

【史料⑭(村井)】 衣服着用

将又衣服之義も質素なる品被相申候義専一二者候得共中ニハ他出之
節ハ綿衣を被相用内輪にて者却而絹類等被用候向も有之由是等ハ如
何存被誤候て出来候義ニ候哉既ニ御奉公向にてすら綿衣被用候義ニ
候哉合点不参義ニ候

衣服の件も質素な品物を着用することが専一であるが、中には外出す
る際は綿衣を着用し、内輪では逆に絹類などを用いることがあるとのこ
と、これらはどのように誤った解釈をして出てくるものであろうか。す
でに奉公向きですら綿衣を着ているところ、内輪でその品よりも良い品
を用いるというのは何たることか合点が参らない、と述べられており、
これは【史料⑪(村井)】と同じものである。衣服の乱れ、華美な服装を
諫めるもので、組中の節約を勧める天保期の質素節約の一事例である。

【史料⑬(村井)】 殺生

行歩殺生等ニ被罷越候儀も身固之為ニ者其至極可然儀或者馬足を試
なと被致候義武士之専要ニ候乍併殺生与申もの兎角程過候方へ参り

安きものニ候間各其心得を以被願候而節を越へ不申様ニ可被相心得
候既ニ

先君御時代一切殺生被禁候義も各承知之通に候必竟流弊有之故之
義ニ候間其所を深く被心付候而被致候義者格別之事ニ候是までも好而
殺生を致候人々及び子弟之為躰文武を排付し殺生(てん)のみに日月を消し
候様ニ相成候故敵敷被制候様之処へも止事を得させられず被為至候
義ニ候各二者尤其心得者可有之候得共右等之趣任序申入候事

この項目は、実は次に触れる【史料⑭(村井)】総論の後に、書き加え
として記載されていたものであるが、内容のこともあるので先にまとめ
ておきたい。

行歩殺生等を行うのも、自己の能力を固めるためには至極当然のこと
で、馬足を試すことなどは武士にとって重要なことである。しかし殺生
というものは、兎角度が過ぎる方へ行きやすいものであるので、各々そ
の心得をもって節度を越えないように心得るように、とあり【史料⑧
(奥村)】で奥村が述べている内容と同じであるが、次に「先君御時代一
切殺生被禁候義も各承知之通に候」とあることから、既に先君の時代に
一切の殺生を禁止した訓戒が出されたかという理由として、「必竟流弊有之故之
義ニ候」と、結局は流弊があるためこのような訓戒が出たのだと述べて
いるのである。そして、殺生に対する考え方が誤っていると、子弟は文
武を蔑ろにし、殺生に主眼を置いて月日を費やすようになってしまつた
めに、このような厳しい制限をせざるを得ないのである、と村井は教え
論しているのである。

【史料⑭(村井)】 総論

左様之事共ニ而者 御趣意可行届様も無之今度之義者何卒して御上
御趣意可相立候義を各ニおいても深く被心懸品ニより合点不参義も

子弟等がいる面々は、十分にその心得で教育し、他家へ養子等に遣わされても働けるように平生の励み方が重要であるとして、【史料⑩(奥村)】と同内容の、組編入前からの教育の重要性を述べている。そしてこれは、その父兄である者達の心構えであるとして、もし万一油断して、子弟の教育が宜しくなければ、その父兄たる人々の不調法にもつながると説き、父兄が子弟を教育する必要性を強調しているのである。

【史料⑨(村井)】御国恩

誰 御国恩を忘却仕者も有之間敷義者申迄も無之候得共二六時中之内折ニ者忘却も有之面々も候哉兎角 御趣意徹り兼申事於拙者共深く恐入奉存事ニ候各ニも相互ニ何分申合せられ候而 御趣意通全ク末永く行届候様ニ被心懸候者少し者冥加を存付候与申ニも相当り可申候誰であっても御国恩を忘れてはならないことは言うまでもないことであるが、なかにはたまの折に忘れてしまう人々もあり、そのために御趣意が通らなくなってしまうのが、我々は深く恐縮なことであるから、各々もお互い申し合わせをし、御趣意の通りに全てが末永く行き届くよう心懸けるべきである、と述べている。国恩、つまり藩主の大切さを意識すべきであると説いているが、この内容は奥村の教戒書にはないものであり、村井の教戒書の特徴といえるかもしれない。

【史料⑩(村井)】月並出仕

将又月並出仕之節兎角遅ク相成候ニ付以後者四ツ打候者御用番御案内不申上共 御出可被遊旨
先君御代被 仰出候事も有之候是者各出仕刻限之遅クにしても無之溜所不被相詰哉又ハ人々私用ニ而別席等ニ而何やかやと別居遅く相成候故ニ候或者又御広椽に立やすらひ嘸なと有之様子拙者共ニも折々見請候面々も候僅二月三度之義其上暫之義極暑極寒之時といへ

とも老少之外者左而已苦身与申ニも有之間敷義ニ候間溜リニ被罷在候而しめやかに旧例御格式等之談話有之候ハ、可然事ニ候ケ様之義不行届候而者小事之様ニ者候得共諸士之目当と申ニも相触可申事ニ候月並出仕について述べられている箇所である。出仕時刻の遅れを指摘し、先君の代に仰せになられたことであるし、今後は御用番からの案内がなくとも出仕するように、と説いている。その出仕遅れの理由として、溜所にいないだとか、人々が私用で別席にいて何やかやとその場から離れられなかったため、あるいは、広縁にての立ち話などが挙げられている。そして、僅かに月二、三回のことであるから、極暑極寒の時といえども老少の者達の他は苦身と言ってはならず、溜りの間に出席して旧例、御格式等を談し合うべきである、と論しているが、ここは【史料⑩(奥村)】で奥村が述べている内容とほぼ同様である。村井は加えて、「小事之様ニ者候得共諸士之目当と申ニも相触可申」と、小さなことであっても下の者達の見本となるので気を付けるように、と述べており【史料④(奥村)】と通じる節も見受けられる。

【史料⑩(村井)】武具馬具・馬の保有

将又当時一統難洪之節ニ者候得共乗馬之義ハ持きらし不申様ニ何分工面被致候者火事之時分防等被 仰付候節ニも急速被罷出可相防覚悟可有之事ニ候当時節儉又者易簡なと唱申候而馬をも所持無之義を恥とも不存様之面々も有之候是等は以之外成事共ニ候各ニハ重キ御取扱有之面々之義せめてもの事馬者持きらし無之候得者武備之心懸も相立可申老人など手剛なる馬所持有之も却而不覚悟とも可申哉岩乗なる馬ニ而有之候者可然候武用之品とて花声成を高金を以被求得候も当時の世勢に者相違可致候
すべてにおいて難洪の時節であるが、乗馬を持ち切らさないように工面しておけば、火事の際も迅速に出動し防ぐ覚悟があることになる。現

ることがうかがえる。そしてその学問については、その場その場に臨む時だけになり、学業が身に付くことは弱く、多悦を覚えて弁論で人に勝つことはかり心懸けることが学問だと心得ている面々もいるようで、これでは学問の本意を失い、身分職分を失うところへ至ってしまうと指摘している。そして最終的に、「是与申も益友無之損友を好ミ候幣ニ而候其根元之学問ニも誠意之二字薄く候ゆへ種々之学幣を生し候」と、益友ではなく損友を選択することによる弊害が、すべての根元となる学問においても影響を与え、「誠意」の二字が薄くなるという弊害を生じてしまふと述べているのである。これは奥村の教戒書で重視され、村井の【史料②(村井)】でも語られた朋友の重要性であり、儒教道徳から学問の本質に触れ、最終的には朋友の道を説いているのが、ここにおける特徴であろう。

【史料⑥(村井)】過

兎角学文之致方書籍之上而巳ニ相成候ゆへ実ニ其身ニ損有て益なく候学問与申者平日之其行ニ有之事ニ而候処着眼相違候故ニ候必竟自己之濁流ニ相成と哉申ものニ而無理ニ故事付候様ニ相成安ク候各とても品により存誤られ候筋も可有之候得共其なやまさされ候義有之候者速ニ被相改候得者最初之過失も後々被改候而照心して過失に者相成間敷候過失有之共被改候義も遅ク候故過失与者相成候而終ニ固有陥溺致候様ニ相成候

兎角学文は書籍上のみになりやすく、それではその身に損があつて益がない。学問というものは、平日の行いにあるにもかかわらず着眼が異なっており、結局は無理にこじつけるようになり易いのである、と【史料⑤(村井)】で述べているのと同様、まずは諸士の学問に対する姿勢について述べた後に、各々もその事例によっては考えを誤っているところもあるだろうが、その点を速やかに改めれば、最初の過失も後々改めて

照応することで過失とはならなくなる。しかしながら、過失を改めるのが遅くなると過失となつてしまひ終いには陥溺してしまう、と述べている。過失自体は誰もが犯すものであるとして、その過ちを犯した際の過失に対する対処法を論ずるものであるが、【史料③(奥村)】では困難と述べられている自らの過ちを認めること、これを迅速に行うことが過失への最善の対処法であると説明しているのである。

【史料⑦(村井)】若き人々の文武に対する心懸

各役懸り之場所も多有之義若年之内得与文武等心懸置御役被 仰付候節力を尽され候義申迄も無之候近く者各役被相勤候場所も頭分勝ニ相成候者各熟練之面々も募キ哉ニも被相察候而組頭者残情之事ニ候於各汗顔之事与察申候サハ御役ニ被懸候も只今者間遠之様ニも候得共若年之内御役ニも不被懸候も以前之閑暇ニ文武修行之時ニ候若年のうちは十分に文武などを心懸けて、役に任命された際は力を尽くすことは言うまでもないが、最近では各役職において頭分の力が強くなると、熟練の面々を広く集めることとなるようで、組頭としては心残りのことである、と村井は組頭としての意見を述べている。そして、役に任せられるのが間遠のようにもおもえるが、若年の内に役に任命されなかったとしても、前もって手が空いた際には文武修行をするものである、と若年からの文武に対する心懸けの重要性を指摘している。これは【史料①(奥村)】にもみえるところである。

【史料⑧(村井)】子弟教育

子弟等有之面々ハ別而其心得を以教諭被致候而他家江養子等ニ遣候而も御用立候様平生之為励方可有之義ニ候是者其父兄たる人々所存ニ有之義ニ候得共心付候故調置候万一油断有之候間子弟成立方不宜候而者其父兄たるもの不調法ニも候間其心得を以教諭可有筋ニ候

【史料③(村井)】城下往来の節

将又近年各外出被致候節など供人減少可被持道具も相欠候などの義各手前省略之上に於て者難有義ニ候得共何与やら忍びように出行も致安キ形容ニ候得者是等ハ急度被相心得候様ニ与存候万一心得違之面々有之候而行ましき所へも参り易き様ニ相成候而者各職分も取失ひ申場合ニ及左候而者以之以外の義実ニ大事の義ニ候間急度心得も可有之義ニ候

近年、外出するときの供人が減少し、これは省略となるために有り難いことではあるとおもうが十分に気を付けるべきである、と述べた後、その理由として、何となくお忍びと表現できるような状態のために、行くべきではない所へも行き易くなり、それによって各々の職分に障りが生じてしまう可能性を挙げている。そして、そうなつては以ての外であるから十分な心得が必要である、と論じているのである。これは奥村の【史料②(奥村)】と同様、従者省略によって浮ついた気持ちになることで、各々の職分に悪影響が出ること懸念し、そうならないよう諫めたものといえよう。

【史料④(村井)】茶道に接する際の注意

当時者其已前与者違ひ各名前目立候などの不行跡之聞得有之人々も無之哉ニ候得共陰ニ卑賤下劣なる振舞も有之様ニ略称請候義も有之陽ニ顕れ候などの義者人々手前ニ而も改り易く候得共陰ニ有之義者改り易く者無之ものに候既に茶事之義ニ付程も過候与申句是に相当り申事ニ候左候得者縦茶事ニ無之共陰ニ有之義ハ各ニおいて深く可被相慎筋ニ而茶事与申も尤古来より在来候義ニ而候得者被禁候与申義者無之候得共陰可成義に者卑劣なる義も出来易く候其上拙者共ニも承候事も有之ニ付心得も可有之与申入候義ニ候

現在は以前とは異なり、名前を目立たせようなどの不行届が聞こえる

ような人々はいないけれども、陰には卑賤下劣な振る舞いもあるようで、陽にあらわれたものであれば人々は改め易いけれども、陰にあるものに關しては改め難いものであり、まさに茶道において程度が過ぎることが該当するとして、茶道に対する訓戒を述べている。そして、そうなれば陰にあるものは各々において深く慎むべき筋のもので、茶事自体は古来よりあるものであるから、禁止にするものではないが、陰で卑劣なることも出来易いので、その辺りを心得ておくように、と村井は論じているのである。これも芸能に接する際の注意と考えられるため、【史料①(村井)】と合わせて、奥村の【史料⑥(奥村)】と対比することができよう。つまり、基本を立てないで、むやみに諸芸能に没頭することを諫めるものである。

【史料⑤(村井)】『大学』

ヶ様ニ申候得者儒生ニ弁論之様ニも候得共大学之最初ニ有之誠意の二字を相守られ候得者分限之不相応等之義ハ先ハ無之筈ニ候必竟学問も其場々ニ臨ミ候時而已ニ相成候故身ニ執而之学業疎く相成多悦を覚へ弁口を以人ニ勝り申事のミを心懸候を学問与心得候面々も有之様ニ被相察候必此ニ而者学問ニ而者無之却而高慢ニ趨候媒と可相成候左候て者先学問之本意ヲ取失ひ従ふて身分職分をも取失ひ申所は可趨候是与申も益友無之損友を好ミ候幣ニ而候其根元之学問ニも誠意之二字薄く候ゆへ種々之学幣を生し候而自私自利而已ニ起候様ニ相成御趣意ニも益遠加り可申候

当箇所は、「ヶ様ニ申候得者」とはじまるように、【史料④(村井)】まで村井が教え諭してきた内容のまとめともいえるものである。儒者の弁論のようにもみえるが、『大学』の最初にある「誠意」の二字を守っていけば分限の不相応などはなくなるとして、「誠意」という二字を立てることで、儒教道徳の視点から学問の本質を組中へ教え諭そうとしている

奥村は指摘しているのである。何故奥村がこのような指摘をしたのかについては、この史料のみでなく、その他の史料や奥村の政策などから総合的に判断すべきであるとおもわれるので、この点は次章において検討を試みたい。

同年村井又兵衛殿組中江被申諭候覚書

次に、奥村と同じく年寄衆である村井又兵衛が組中に対して出した内容について述べていくが、ここでも任意に区切り番号を附しながら、内容をまとめていきたい。また、史料番号も奥村と同様【史料①(村井)】というように附していく。

【史料①(村井)】詩文に接する際の注意

勿論武士当然之義申迄も無之候得共文武之心懸も人々誠意之修行専らに被心懸候得者別ニ詩文なと携り申事も是全学事之緒余ニ候得者左而巳妨ニ相成申義者可有様も無之候得共春花而巳ニ相成秋日を失ひ申様ニ被有之候而者学幣を生ずるとも可申候尤風雅も土之一道ニ而窃宛とも可申候或者心安き面々被打寄候事も是又被禁筋ニ而も無之候得共流連荒募ニ陥り候故必竟御趣意ニも相背申所へ移り安く是等も或ハ宗義之穿鑿理合之議論等精密ニ被談合候儀左も有へき事ニ候

武士にとっては当然のことではあるが、文武の心懸けにおいても誠意をもって十分に修行をしていれば、詩文に携わることは学業の余暇となり、これ自体は妨げになるものではないし、風雅もまた土の一道であり、窃窕(上品で奥ゆかしい)ともいえるだろうと述べ【史料⑥(奥村)】の奥村と同様、接することは否定していない。しかし、「春花而巳ニ相成秋日を失」うようになってしまつては学幣を生じてしまうから、基本をしつかりと理解した上でこれらに接するべきであり、また心安き面々が寄り

合うことを禁ずる筋合いではないが、結局はその道にはまり込んでしまつて御趣意に悪影響が出ることになるために綿密な議論を行うべきである、と村井は論じている。

【史料②(村井)】朋友

又ハ武事之ことにても弓馬の穿さく劍鎗之理合なと互ニ議論有之義者士道之常ニ而候得共殊勝之事ニ候然るに近くの風義少しく才氣有之面々者温厚篤実なる人を見候而も却而働も無之様ニ存剛直清素なる人を見候而者却而窮屈ニ存益友を捨損友を愛候様ニ相成候義者其以来悪敷風習全消し不申故之事ニ而是則自己之意ニ任セ本ノマ、与申句ニ相当り可申哉ニも候之間各深く心懸仮初之小事与いへとも心を付て可被致義者勿論之事ニ候

武芸に關しても、弓馬の穿鑿、劍鎗の理合などを互いに議論することは士道の常であり格別のことである、と村井はまず武芸に關する議論の必要性を述べている。次に、最近では少しばかり才能のある者達は、温厚誠実な人を見ると働かないと感じ、剛直清素な人を見ては窮屈に感じる風習があり、これでは益友を捨て損友を愛でることになってしまふと指摘し、これについては、悪い風習が全く消えなくなつてしまふ「自己之意ニ任セ本ノマ」という句に該当することになるので、各々深く心懸けて小事といえども気をつけることは勿論である、と論じている。つまり、本来友人にすべき温厚篤実、剛直清素な者達を過小評価してしまふことで、自分にとって利益となり得る者達との交際を絶つてしまひ、その弊害として悪い風習が消えることなく続いてしまふのである。これは、奥村が益友と切磋琢磨することの必要性を述べた【史料②(奥村)】の「朋友」と同じ内容であり、村井はここで、人を見る目の重要性に触れているのである。

【史料⑭(奥村)】 子弟教育

子弟等成立之義も前々より度々被 仰出有之承知之通に候前文二も 調候通各組柄ニ而者兎角一励薄くなり易く候間父兄たる面々より心 得方被申論若年之間万端修行有之候而後成御用ニ相立候様可被相心

得候是又友之交りを精誠被相考悪敷付合無之様ニ得与可被申談候

子弟教育については、各組柄のみではとかく励みが薄くなるため、父兄の面々も心得て子弟に申し諭し、若年の内に十分な修行をしておいて将来の御用に備えるように心得なければならぬ。つまり、組に編入される前から十分な修行を行って備えておかなければならぬ、と説いているのであるが、「前々より度々被仰出有之」とあるように、今回が初めてではなく度々述べられてきた内容であることがわかる。つまり、藩に登用され、組に編入された段階において一定度の能力がなければならぬということであり、幼少の頃から時間を無駄にせず修行せよという解釈ができよう。また最後には、「友之交りを精誠被相考悪敷付合無之様ニ」と、ここでも朋友を意識し、悪い付合をしないようにと述べている。

【史料⑮(奥村)】 総論

右者今度 御尊之趣誠以難有次第 思召を奉酌量候得者乍不行届も

此末心得違之節等無之様仕度偏ニ存入候付件之申達候得共元来兼而能御承知之義其上前後取整不申相洩候品々も多かるべく候間惣して未熟之義共ハ被見捨只寸志を取られ候て万端ニ付 御趣意を失ひ不申様ニ有之度候々様之義は迄度々被 仰出等有之所其時々当坐者其形も少替候様ニ候得共無程も立戻り候義癖之様に成来り候右者畢竟頭支配人より申論も不宜人々真実ニ存入候処無之只かたち而已之様ニ相成候付歲月をも経すして乱レ行候事与存候面々手前も立帰り真実ニ被心得候者尽る期者有ましき義殊ニ此度之 御尊之御様子な

と誠難有事心汗銘して可心得所与存候依而ハ相組中互ニ無隔心示合 向後之心得方等能々示談有之様子ニ与存候若又不審之義も候ハ、尤 無斟酌可有御申聞示談之上可申達候以上

未六月

奥村の教戒書のまとめの箇所である。総体的な検討は後述することに して、ここではこれまでと同様に要約をおこないたい。

今度は有り難く、思召を酌量すれば不行届ながらも心得違いの事などはなくなるのではないかとおもわれるが、前々から十分に承知している内容であり、加えて前後の整いもなく申し述べてきたため、不備も多いのも事実である。よって一部分のみを理解して万端とするようなことのないようにしたい。これまででは、このような達しがあっても程なく元に戻ってしまい、一時的な効果でしかなかった。これはつまり、頭支配の者達からの伝達も宜しくないために、その下の者達が真実に触れることなく、ただ、表面的な理解にとどまってしまうために生じた弊害である。だから、大した歲月を経ないうちに元に戻ってしまうのである。皆が真実を心得て尽力すべきである。互いに隔心なく話し合い、今後はもしもた不審の輩がいたならば、十分に申し聞かせなければならぬ。

以上が要約であるが、ここにおいて注目すべき点として以下の二点を指摘することができる。一つは、「元来兼而能御承知之義」とあるように、今回の内容は以前から述べられてきたものであるという点である。これらが組中に浸透せず一時的な効果でしかないために、度々全く同じ内容のものを教戒として諭さねばならないのである、と奥村は今回事べてきた理由を説明しているのである。もう一つの注目点としては、度々出される教戒が浸透しない理由として、頭支配層の伝達が悪いと述べている点である。彼らが教戒の真実を伝えないからこそ、その下の者達は表面的理解にとどまってしまう、効果が一時的なものになってしまうのである、と頭支配層に対して叱咤というよりも批判に近いような形で、

月並出仕については、用事もないのに御間において所々徘徊し溜所にとどまらない面々も多く存在することに対して、僅かに月二、三度のことで、その上暫くの時間のことであるから、極老、もしくは幼少の者でない限りは苦身だと言って避けることなく、なるだけ溜所にとどまって文武について話し合うべきである、と奥村は述べている。前述の組中参会と同様に、月並出仕がおざなりになっている状況がここからうかがえるよう。

【史料⑪(奥村)】 衣服着用

衣服之義其以来段々被 仰出候通ニ候間質素なる所可被相用義專
一ニ候内輪等中ニハ相緩ミ候向も有之様ニ聞へ候各ニ者可成たけ 御
趣意通相違無之様可被相心得候且又他出之節者綿衣着用内輪にて者
却而絹類など用候人々も有之由是者甚心得違たるへく候 御奉公
向ニ而廉服着用之所内輪ニ而却而上品を用ること者有間敷義ニ候
各ニ者右様之義者有間敷候得共猶更急度相心得可被申候

衣服については、前々から言われているとおり、質素な物を着用するのが大事である。内輪の中ではこの考えが緩んでいる者達がいるとのことであるが、なるべく御趣意に相違がないように心得ておかなければならず、外出する際は綿衣を着用するが、内輪同士では絹類を着用する人々もいる。これは甚だ心得違いである。加えて、奉公には質素な衣服を着用すべきであるのに、逆に上品なものを着用することもあるようで、これは決してあってはならない。これは、衣服の乱れといえる華美な服装を諫める内容であるが、その根底には天保期の質素儉約の考えがあり、【史料④】と同種で、組中での節約を勧めているものだとはいえる。

【史料⑫(奥村)】 城下往來の節

各 御城下等往來之節被召連候徒者者前々々 御定も有之処追々減

少近年各別御省略ニ付又々相減申候各手前省略之筋ニ取候而者難有
義ニ候得共事軽外出も相成ニ付おのつから忍びやう出行も被致易キ
形ニ候得者左様之処者急度被心得軽々敷賑廻等無之様ニ与存候

城下往來の際に召連れる従者については、年々徐々に減少しているなか、近年格別の御省略がなされた。省略自体は有り難いことではあるが、人数が少ないために気軽な外出で自然とお忍びの様子になりやすいため、ちゃんと心得て軽々しく騒ぎ立てることのないようにすべき、と論じている。従者省略によって浮ついた気持ちになることを諫めるものであるが、これは組中の者達が望む望まないに関わらず、見本となるべき存在であるからこそ、周囲の目を気にするよう説いているのだとおもわれる。

【史料⑬(奥村)】 武具馬具・馬の保有

当時難洪之時節ニ者候得共武具馬具等可成たけ心得有之手入等も無
油断様ニ有之候而可然候乗馬も何卒持さらし不被申様有之度候小身
之人々与違各之義者ケ様之所格別之心得も有之様致度事ニ候

現在は難洪の御時世ではあるけれども、武具馬具などはなるべく手入を欠かさないようにすべきである。乗馬に関しても持ち切らすことのないようにしたい。各々は小身の者達とも異なるので、格別の心得も有しておくべきだ、と述べている。ここでは、組中の者達が武具・馬具・馬を処分することなく所持するように論じているが、裏を返せば、武士として本来所持することが当然であるこれらを、手放す者達が存在したということである。だが奥村は、「可成たけ」というように、他の項目と比較すると緩やかな表現をここでは使用している。例年のように借知が行われ、物価高が打ち続くような状況で、藩士が生活苦のために武具等を手放していたのを奥村も理解していたはずであり、だからこそこのような表現となったのではないだろうか。

詩文をはじめとした遊芸の類は、その基本をしっかりと理解しておけば妨げになるわけもなく、かえって自分にとって有益なものとなる。しかしながら人情というものは、とにかく遊樂の方へ移りやすいものであるから、まずその基本となるべき箇所をしっかりと心懸けなければならぬ。古書古画古器類又は乱舞茶器の道具類も、それ自体は取り扱いは禁止にする品ではないけれども好みが甚だしいのは宜しくない、と遊芸に關する接し方について説明した後、具体例として茶器を挙げ、最近では基本をしっかりと理解もせずには手を染めている輩もいるが、これは先に述べているように非常に心得違いなものであると論じているのである。

ここでは、こうした遊芸に対する接し方に触れているが、やはり先のものと同様、基本を立てないでむやみに没頭し、時間や資金を無駄にすることを諫めているものとおもわれる。

【史料⑦(奥村)】屋敷および庭

楮又此御時節家作栄耀杯者尤有之間敷義(すま)既草木土石之物数奇等皆以御趣意に違ひ可申候手前ニ被願候而少も心当り有之義急度心得有之

可然候

この御時節、屋敷を華美にするのはあるまじきことであり、並びに草木土石(屋敷の庭)に手間暇かける物好きなどは、すべて御趣意と異なっていることであるから、自分を顧みて少しでも心当たりがあるのであれば、しっかりと心得ておくべき、とあり【史料⑥(奥村)】と同じように、むやみやたらに没頭することによる時間や資金の浪費を諫めている。

【史料⑧(奥村)】殺生

行歩殺生等之義も地理を覚岩乘を被習候等之ため折々被罷越候義者保養ニも相成旁可然義ニ候得共只一日之楽ミに被耽候様ニ成候類者御趣意ニ戻り可申候各同組中之内ニも是迄間々左様之面々も有之躰

相聞候間各自身被願候而 御趣意ニ叶候様心懸可被申候

行歩殺生については、地理を覚えるなど折々行う分には保養にもなり、良いことであるが、一時の楽しみのために行い、それに溺れるようになってしまつては非常に宜しくない。組中にもそのような人々がいると聞いてはいるけれども、自分達自身で顧みて御趣意に叶うように心懸けるべきである、とここでは【史料⑥(奥村)】【史料⑦(奥村)】と同様の、基本をしっかりと理解した上での行動が必要であることを説いている。

【史料⑨(奥村)】参会

右之通ニ候間同志之人々等被寄合候時分も文武ニ付而互ニ励合候事を主意ニ立候而不作法なる義等無之様可被相心得候是迄同組中参会之様子を相考候ニ或ハ文武之稽古杯与申越ニ而被寄合候内ニも稽古者大方名目ニ而放肆なる方之交りも有之躰ニ相聞得候間各ニ者左様之義無之心を被付尤ニ候

ここでは、同志の人々が寄合をするときも文武について互いに励まし合うことを主意に立てて、不作法な儀がないように心得ること、そしてこれまでの同組中における参会の様子は、文武の稽古と称して寄合を開いても大方は名目で、実際は勝手気ままな交際に及んでいと聞いているため、そのようなことがないように、と論じている。これは【史料⑤(奥村)】の交際の箇所と絡めて考察する必要があるが、現状の参会があまり好ましい状況ではないことがうかがえる内容である。

【史料⑩(奥村)】月並出仕

月並出仕之時分中ニハ用事も無之ニ御間之内所々徘徊有之溜所ニ坐付居不被申面々も多有之躰ニ候僅ニ月ニ兩三度之義其上暫之間に候得者極老哉至而幼少之人之外者左而巳苦身与申なとニも有之間敷候間各ニ者成たけ溜りに被罷在候而文武之談話有之候而可然候

蕩ニ流れ行候其上各者諸士之目当ニも相成事ニ候得者たとへ自身ニ者心得有て潤達に被致候共外より見候而者其弁も無之只其顯れたる所を見て其風ニ移るへきニ而候得者潤氣過候而者御奉公之筋ニも違候哉与被存候

物事の根本を立てた上では、諸事潤達なことは悪いことではないけれども、根本を立てることなくただ徒に潤達なのは甚だ害である。総じて、人は慎み深い方には勤めにくく、我が儘な方に移りやすいために、その根本がない場合は潤達も皆放蕩と化してしまうのである。各々は諸士の目当てにもなるため、たとえ自身では心得ることがあつて潤達であつたとしても、端から見ると内心はみえず、外見で評価をしようということから、潤達過ぎてしまつては奉公の筋にも誤りが生じてしまうのである。

以上が、当箇所の要約であるが、ここで注目しなければならないのは、「潤達」及び「潤氣」の解釈である。後述する村井組の教戒書にはこれらの表現がみられないため、残念ながら推測するほかない。要約では、人の心が流されやすいことに触れ、物事の基本を十分に立てていない「潤達」は問題であるとし、加えて下の者には外見で判断されてしまうために「潤氣」であることは宜しくないと述べている。このことから考へるに、これは物資潤達ひいては資金の使い方を指しているといえないだろうか。つまり、しっかりとした考えをもつて使う(物資を潤達する)のであれば特に問題はないが、考え方もなしにむやみに使う(物資を潤達する)のは甚だ問題であるというような解釈である。勿論、あくまでも推測の域は出ないのであるが、天保という改革期であることや、後述する奥村という人物の考え方を考慮すると、このように推測されるのである。

【史料⑤(奥村)】 交際

然処近頃各同組之内右様之心得之人らも有之参会之様子も実躰ニ者

見へ不申も有之様ニ拙者共ニも承り候義有之各ニも左様之交も有之間敷候得共万一少も左様之心当りも候者今度 御噂も有之上者自分ニ急度被相改其人々江も尚又心付をも被申入候哉其儀相成不申且かなた之様子改候躰も無之候者以来親敷交り候義を被指止候程に被心懸候而可然候夫ほとにも無之而者風義之改候処江者参り申間敷候

近頃我等の組中には、前述のような心得の者達があり、参会の存在も承っている。各々においてはこのような交際はあつてはならないが、万一少しても心当たりがあれば、まずは自分を強く改めさせ、次にその者達(参会している)へも気をつけるよう指摘すべきであろう。しかし、その者達が改める様子がなければ、それ以降は交際を絶つべきで、それ程までに心懸けていないと、風習、しきたりを改めることは不可能である、と説いている。ここでは、先の【史料④(奥村)】の内容に引き続き論となっており、藩士同士の交際に関して厳しい論調がなされている。ただ自分のみを改めればよいというものではなく、同様の輩に対して指摘し、改めさせることの必要性が述べられており、これは【史料②(奥村)】【史料③(奥村)】と同様、朋友の道理につながるものとおもわれる。そしてこの朋友の心得が、風習、しきたりを改めることになると主張しているのである。

【史料⑥(奥村)】 詩文等、芸能に接する際の注意

詩文等者不及申惣て遊芸之類に至り候まで其本と相立候上者尤妨となるへき訳ニも無之却而其用を相なし可申事ニ候然れとも人情とかく遊樂之方へ者移り易きものニ候間先基本たる処之勤を専ら被心懸候様ニ有之度或者古書古画古器類又ハ乱舞茶会之道具類等是以取扱あるましき品にては無之候得共好_ミ被申事甚敷成候者尤不_レ宜事ニ候然処近く茶器など被取扱候内ニ者少早省なる方ニ移り候様なるもなきにして非ス候躰是等ハ別而心得違たるへく候

そしてこのような心構えでは遊惰に陥りやすく、国家のことを考える意識も薄れてしまうため、とにかく忠孝の志を基本にして外見や名聞に関係なく、じっくりと修行すべきである、と述べている。つまりここでは、年若な藩士に対して、文武を学ぶ際には確固とした志を立てた上で励むべきであると、その心懸けについてまとめられている。

【史料②(奥村)】 朋友

志を被相励候ニ朋友之切磋第一たるへく候節師ニ就て教を受候而も友とする処之助ケ無之而者怠慢をも生し易き事ニ候友をもとめ候ニ者兎角正ニ益あるを撰候而交るへき段申ニ不及義ニ而前々より被 仰出も有之承知之通ニ候凡人者人之悪事者見得易く我過者知かたきものニ候故我意見之非を捨て人之申所之理ニ従ひ候而何寄専要之勢ニ候全躰一身上より国家之事ニ至り候までよきを立あしきを去候か人々勤ニ而候得者其益誠ニ大なる事ニ候夫故朋友を撰候ニも我与同気ニ而馴合之能きを而已好ミ候者心得違たるへく候おのれと氣質者異ニ候共只心立直く行義正しく我為をも申兼ましき様之人を益友と心得誠実を以相交候而互に切磋之工夫無油断可被相心得候

人というものは、他人の悪事は見えやすいが自分の過ちというものは知り難いものであるから、自分の意見の非を捨てて他人の理に従うことが何より重要で、国家のことに至るまで、良きを立て悪しきを捨てるのが人の勤めといえる。よって友に関して、自分の利益になる人物を撰び交際することは言うまでもないことで、自分と同気質で馴れ合いやすい人物ではなく、自分と氣質は異なっているも心立てが真っ直ぐで行儀正しい人物を益友と心得て誠実に付き合うべきであろう。そして、このような人物が朋友なのであり、師のもとで勉強していても、友の助けがないと怠慢も生じ兼ねないため、朋友と切磋琢磨することが第一なのである、と奥村は組中に論じているのであるが、この「朋友」という言葉

はこの後も奥村の教戒書に度々出てくることから、組中支配において重要視していることがうかがえる。

【史料③(奥村)】 過

過と申者聖人といえ共免れざる処之由ニ候得者誰ニよらず過なき義者有之間敷候只其過を改候を尊ひ候事足者元より誰も承知之事ニ候然共兎角我過を承候者快よからず存候義通情故互ニ其人之過悪ヲ申入候事者致しにくきものニ候乍去夫を申入候者朋友之過ニ候へ者少しも斟酌なき様ニ互ニ励合過を改候ニ吝なる事無之様ニ常々心懸可被申候

過というものは聖人といえども免れないものであり、誰でも過を犯すことはあるが、それを改めなければならないことは元来誰もが承知していることである、と文頭で述べているが、過というのは「過ち」と解釈すべきであろう。そして、自分の過ちを理解することは気分の良くないことであり、互いに相手の過ちを指摘しあうことは難しいけれども、そうすることが朋友の道であるから、少しも遠慮することなく互いを励まし合い、過ちを改めることに常々心懸けるべきである、と述べている。以上のように、ここでは過ちに関する内容が取り挙げられているが、過ち自体の可否を論じているわけではない。「少しも斟酌なき様ニ互ニ励合過を改候ニ」とあるように、朋友こそが過ちを改めさせてくれる存在であるとしている。つまり、最終的にはここにおいても朋友の必要性を説いているのである。

【史料④(奥村)】 潤達

其本相立候上者諸事潤達ニして物ニ抱らす候もあしき事ニ者無之候得共本と不立して徒らに潤達なるは甚其害有之候惣躰人者謹慎なる方者勤よく候放従なる方ニ者移り易く候故其本なき時者潤達も皆放

欠落農民問題に触れながら、天保期藩政の最終段階として改作法復元潤色の考察をおこない、「改作法崩壊過程において農民支配の行き詰まりを、単なる古法への復帰というのではなく対応変化した機構をもって藩権力が再整備されたというべき」として、天保改革はすぐれて復古的・反動的な改革であったとする若林氏とはこの点においては異なる論を展開し、新しい示唆を投げかけているのである。

このように天保期の加賀藩に関する研究の成果は種々あり、多角的な考察が試みられている。各氏によって考察は異なっていることは先に述べてきたとおりであるが、共通していることは、皆この天保期を改革期と位置付けていることである。そのような天保期に今回紹介する「奥村村井組中エ教戒書」が出されるのである。

二

この「奥村村井組中エ教戒書」は、天保六年（一九三五）に加賀藩八家の奥村氏、村井氏が人持組頭として自分達の組中に対して出した教戒を、藩士小泉盛美が書き記したものである。まずはこの小泉盛美という人物を明らかにする必要があるが、金沢市立玉川図書館所蔵加越能文庫「先祖由緒並一類附帳」には残念ながらこの名前を直接示す由緒書はなく、確認することはできない。しかしながら、加越能文庫に現存している小泉姓の由緒書にすべて目を通した結果「小泉又三郎一正由緒書」を、もつとも可能性の高い由緒書として挙げる事ができる。彼の由緒書は五世祖父から記載されているが、この五世祖父仁兵衛は二人扶持で用番留書の職に就いている。高祖父亀太郎を経て曾祖父嘉大夫となるが、この人物が天保期に該当するのである。文政二年（一九一九）九月に歩並に登用されて以来、数度の役替えの後、天保四年（一九三三）に重役留書となっ

ている。留書は『加能郷土辞彙』には、「藩政中各役所の書記の職に當る者を留書というた」とあることから、役職柄教戒書などの類を書き記している可能性は非常に高く、当該期に重役留書であった嘉大夫を「奥村村井組中エ教戒書」を記した盛美であったとするのが、現段階においては適當ではないかとおもわれる。なお、文章の最末尾には「右天保七年正月下旬平岡氏より借用書取之」とあり、天保七年（一八三〇）に小泉が書き留めたものであることが確認できる。

奥村丹後守殿組中エ被示論候覚書

まず、奥村丹後守が組中に対して出した教戒の内容についてみていくが、ここでは任意に区切り番号を附しながら、内容についてまとめていきたい。なお、史料番号は奥村氏のものであるということから【史料①（奥村）】というように附していくものとする。

【史料①（奥村）】若き人々の文武に対する心懸

若き面々文武の心懸尤專要たるへく候兎角忠孝之志を本として外飾名聞ニ抱らず貞実ニ修行有之度候文武共ニ心立違候而者其芸も皆徒らニ相成申儀ニ候へハ此処至極肝要たるへく候就夫各義ハ組柄も重く御知行等都而御取扱結構ニ被成置候之処各組ニ而被相勤候役筋者数も無之故数年無役ニ而出仕等而已被相勤候面々も不少候夫故おのずから万事之励も薄く相成身分結構被 仰付置候故安逸遊惰之方へ者趣キ安ク 御国家之事に者疎々敷成候勢も有之哉与被存候ケ様之所を能勘弁有之候而諸事別而志を被相勤候儀可為肝要候尤家内之仕抹家来中之取治方等無油断可被心得候

役職が飽和状態であることによって数年間無役となった者達が、そのままろくに働かないにもかかわらず禄を得ているという状況を指摘し、

力を注いでいる。そして加賀藩もまた例外ではない。そして今回紹介する文書「奥村村井組中エ教戒書^④」は、この天保期に該当するものである。

加賀藩の天保期もまた研究史上で改革の時代と称される。これは当時の国内全体の情勢にもよるところは大きい、それ以上に藩内政策に特徴があるためであろう。史料を紹介するにおいては、まずこの加賀藩の天保改革について触れねばならない。この点については、若林喜三郎氏が『加賀藩農政史の研究^⑤』のなかで、先行研究をまとめつつ詳細な研究をされており、その特徴を把握することに努めたい。

若林氏は、この著書において「この改革は早くから研究者の関心を集めたので、極めて実証的な研究の集積があった。故に加賀藩における天保改革を論ずるためには、先学諸氏の研究を無視することはできない」として戦前からの先行研究に触れたのち、それらを踏まえて『加賀藩農政史の研究』のなかで、天保改革について述べているのである。氏は論の前提として「この改革が徹底的な封建反動改革であるという規定に確信をもった」と述べ、①借財方仕法②高方仕法③地盤方詮議方④産業政策⑤財政政策、の順序で論を展開されている。まず①②については、加賀藩の天保改革の大眼目として史料を引用しながら考察されているが、結論としては①②では、両者共に百姓の救済としてよりも藩の租税収入の円滑化を期する側面が強く、当時の経済情勢から一時凌ぎでさらなる悪化として跳ね返ってきたとしている。次に③であるが、加賀藩の天保改革における徳政類似仕法が、収納確保を主要目的としてしていると述べるにおいては避けては通れない内容であるとして詳細に検討されている。これは租税徴収の機構再編ともいえるべきものであるが、最終的には「古法の姿を以て、年寄共へ納方を仰付けられるという形になったため、高い評価はされていない。最後に④⑤については、氏の自著『錢屋五兵衛』を中心に論を展開しているが、ここでは株立運上銀、冥加銀停止か

らくる新産業政策^④、及びそれに伴う財政政策^⑤の建議について述べられている。つまり、天保改革を推進した奥村栄実のような独裁権力者と錢屋五兵衛のような新興商業資本家が結びついた点に関しては、かなりの成果があったと高い評価をされているのである。以上のことから、氏の天保改革の位置づけを考察すると、錢屋五兵衛に代表される財閥系豪商と藩との結びつきによる産業及び財政政策には一定の評価を与えているといえる。加えて氏は最後に、改作方復元潤色として、前時代に廃止された十村制度の復活について触れているが、これは「地方支配の上」に企図された藩権力の強化、統一化をもののみごとくつがえしたもの」とし、「この意味でも天保改革はすぐれて復古的・反動的な改革であったといえるであろう」と締めくくっている。この最後の一文が氏の天保改革に対する総体的評価と位置付けられよう。

次に、この若林氏の論を踏まえて考察された小林康敏氏の「加賀藩天保期藩政の動向について^⑥」を紹介したい。氏は藩政の動向に焦点を当て、①生産物地代原則の貫徹②農民的商品経済への新しい対応、の二点から天保期の藩政を概観されている。はじめに借知と用銀に関して考察しているが、これは「根本的政策の前提として藩財政を臨時にうるをわせ、藩権力の再建を意図するもの」と位置付けている。次に徳政的側面として借財方仕法や株仲間廃止について述べられているが、特に株仲間廃止に関して氏は「部分的なものではあったが、冥加銀を犠牲にしてまでも株立を廃止し、商品の流通機構の役割をもつ直接生産農民と小売商人をフリーに直結させることにより、物資の流通量を増し物価を低下させんとした所に重要性を持つものであり、都市特権商人の支配を排除して商品の自由売買を認めるところに意義を見いだし得べき」と非常に高い評価をしているのが特徴であろう。そして高方支配・地盤方詮議については、本百姓保護育成、地主手作奨励、小作関係への圧力、とこれまでの先行研究の流れを汲む考察がなされている。しかし氏は、ここで

金沢大学附属図書館所蔵 「奥村村井組中エ教戒書」

Regulations Concerning the Quasi-Military *Kumi-chu* Units of the Okumura and Murai

大学院社会環境科学研究科 宮 下 和 幸

一

天保期は「内憂外患」と称され、各地で改革が行われた時代であった。「外患」は外国船渡来による圧力、すなわち外圧を指す。フェートン号事件をはじめとする度重なる英船の振舞いから異国船打払令が出されるも、天保八年（一八三七）モリソン号事件、その翌年には蚕社の獄が起こり、水戸藩主徳川斉昭が海防意見書である「戊戌封事」を提出するなど、海防に関して危機的状況であった。また、「内憂」つまり国内に目を向ければ、貨幣経済が都市のみでなく農村をも巻き込み、その貨幣経済の浸透による階層分化が激しく農村を圧迫していた。そして失業者都市流入という大きな社会問題に対して領主はその対応策に追われるのである。この「内憂外患」状況を受けて、幕府は老中水野忠邦が改革に着手する。「外患」においてはアヘン戦争によって異国船の脅威が増すと、異国船打払令を撤廃し薪水給与令に復すことで列強との軋轢を回避しようとし、また江戸・大坂周辺を直轄領として幕府が直接支配する上知令を出し、海岸防備の強化、幕府の支配力強化を狙っている^①。「内憂」への

対処法としては、都市流入問題の解決策として人返し令を出しているが、これは寛政期の旧里帰農令と類似したものであり、地方の荒廃も鑑みられたが、この天保期には伊豆葎山代官江川太郎左衛門英竜が農兵設置を建議している。これは、都市であふれている者達を農兵に編成することによって治安維持を図ろうとするものであるが、単に領内治安維持にとどまらず、海岸防備としての戦力や失業者対策にもつながることになるため、幕末期におこなわれる改革の中でも注目される改革の一つといえよう。

しかし、このような「内憂外患」の危機に直面したのは、当然ながら幕府のみではない。諸藩に目を向ければ、薩摩藩は文政末期から調所広郷を登用して、借財五〇〇万両に対する無利子二五〇ヶ年賦返済の強行、専売制及び奄美諸島の収奪強化、琉球口を通じた密貿易などの改革を行っている^②。また長州藩では、天保大一揆の後村田清風による藩専売制の見直し、負債三七ヶ年賦支払、越荷方拡充などが矢継ぎ早に行われている^③。そのほか肥前藩では均田制を採用し地主から土地を取り上げ元の持ち主に返還するなど、農村の階層分化に対し藩が介入して農村復興に